

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C事業場（以下「事業場」という。）において内務職員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内で転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「左肋骨骨折」と診断され同病院において加療した後、同年〇月〇日、Eクリニックに転医し、療養を継続した。

請求人は、監督署長に対し、本件災害に係る療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって症状固定（治ゆ）したものと判断し、同日以前に係る療養補償給付及び休業補償給付については支給する旨の処分をしたものの、同年〇月〇日以降の各給付については、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件災害による傷病が平成〇年〇月〇日をもって症状固定（治ゆ）したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由として、D病院で症状固定と診断された後、転院治療を受け効果があったので、治ゆ認定は誤りであると主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

(1) 請求人が本件災害発生後に受診したD病院の主治医は、平成〇年〇月〇日付け休業補償給付支給請求書において「平成〇年〇月〇日治ゆ」と記載し、その理由として、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において「通常の想定される骨癒合期間を越え、圧痛がほぼないことなどから判断」した旨記載している。

また、地方労災医員の平成〇年〇月〇日付け意見書は、「D病院での平成〇年〇月〇日のレントゲン写真において、左肋骨骨折部に良好な骨形成所見を認めます。」との所見であり、F医師も骨折は治ゆしていると考えられると所見している。

上記医師らの所見から、請求人の本件災害による骨折は、平成〇年〇月〇日時点で骨癒合しているものと認められる。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日以降も治療が必要な理由として、請求人の胸部に神経痛が存在することを指摘しているが、当該傷病について平成〇年〇月〇日付け診断書は、要旨、「平成〇年〇月〇日胸痛で受診、左第6，7肋骨の骨折による胸痛と判断、鎮痛剤とハップ剤の貼付による治療を開始した」等と記載しており、治療内容が対症療法のみであったことが確認できる。

また、同意見書は医療効果について明記しておらず、請求人自身、聴取書に

において、約〇年、Eクリニックでの治療を続けたが、痛みの程度や痛みが出る頻度はそれほど変化がなかった旨述べていることから、Eクリニックでの療養については、治療効果を認めることはできない。

以上のことから、当審査会としても請求人の本件災害による傷病は、平成〇年〇月〇日に症状固定（治ゆ）しているものと判断する。

(3) そうすると、請求人が平成〇年〇月〇日以降の期間について請求した療養補償給付及び休業補償給付は、本件傷病の治ゆ後の請求であって、労災保険法に定める支給要件を満たしていないものであると当審査会としても判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。